

<第5条関係>

**審 査 基 準 表**  
(令和5年度海岸漂着物発生抑制対策に係る啓発業務委託)

審査項目		審査内容	配点	点数
企画 全体	コンセプト	企画のコンセプトが明確であり、事業目的と一致しているか。	15	
テレビ CM	訴求力	海岸漂着物等の現状に対する理解を促進する内容となっているか。	10	
	効果	放送期間・放送回数が仕様書の条件を満たし、効果的な啓発につながる放送が期待できるか。 ※条件 ・放送期間 令和5年8月～9月の間で1か月 ・放送回数 合計120回以上	20	
ワーク ショップ	訴求力	海岸漂着物等の現状に対する理解を促進する内容となっているか。	10	
	効果	海岸漂着物の発生抑制に係る啓発を促進するものとなっているか。	5	
啓発資材	訴求力	海岸漂着物等の現状に対する理解を促進する内容となっているか。	10	
	効果	海岸漂着物の発生抑制に係る啓発を促進するものとなっているか。	5	
経済性	見積もり 内容	提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。	10	
独創性	効果	提案内容に独創性があるか。	10	
実施体制、 スケジュール		計画的な業務スケジュールとなっているか。	5	
合 計			100	

**【審査方法】**

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。  
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

**【評価基準（5段階）】** ※5段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案